

告示

埼玉県告示第四百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ハート在宅介護支援センター	入間市下藤沢四四六―一フェニックス店舗一階	居宅介護支援	平成二十二年三月三十一日
木馬歯科医院	狭山市入間川三―三〇―一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年三月三日
第一薬局	八潮市八條一五六七八潮団地二二号棟	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	令和二年二月二十九日
狭山ヶ丘薬局	所沢市若狭四―二四六八―一五	居宅療養管理指導	平成十二年九月三十日

リハビリセンター アングレンク ケニ		スギ薬局狭山店	
所沢市東所沢 田一―二四―三 ―二		狭山市広瀬東二 コ―四―一―ヤ ―狭山―内オ	
介護予防通所介護	通所介護	介護予防居宅療養 管理指導	居宅療養管理指導
平成三十年三月三 十一日	令和二年三月三十 一日	平成二十一年十月 二十九日	